

# 新宿御苑の維持管理業務の審議への環境省の対応について 委員長見解

平成21年12月10日  
官民競争入札等監理委員会

## 1. はじめに

- (1) 本日、官民競争入札等監理委員会（以下「監理委員会」という。）は、「新宿御苑」の維持管理業務について入札監理小委員会（以下「小委員会」という。）よりその第115回会合（平成21年11月17日開催）における環境省の言動とそれに対する審議状況の報告を受けたが、監理委員会の活動に関して看過できない事態が発生したので、ここに委員長見解を公表し、環境省のみならず、他の行政機関等に対しても、今後かかることが二度と生じないよう関係者に対して注意を喚起するものである。
- (2) 監理委員会は、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）（以下「法」という。）第37条により、国の行政機関等の公共サービスに係る官民競争入札の実施その他の競争の導入による公共サービスの改革の実施の過程について、その透明性、中立性及び公正性を確保するため、内閣府に設置された合議制の機関である。
- (3) 監理委員会の円滑な審議運営のためには、自由な議論が保障されていることが当然の前提となるが、去る11月17日の小委員会において、環境省からは、審議の冒頭より30分間弱にわたり小委員会の自由な審議を制限するものと判断されざるをえない発言がかなりの声量で繰り返し行われ、また、委員による財団法人（国民公園協会）についての質問を遮る発言も繰り返し行われた。
- (4) そのような環境省の言動は、公共サービス改革の前進を合理的な理由がなく阻害するものと判断せざるを得ないのみならず、監理委員会での自由な審議に国の行政機関が異議を述べたものと判断せざるを得ず、かかる言動を放置しては、今後の監理委員会の運営に支障をきたすおそれがあるものと考えざるを得ない。  
以下に、審議の過程に即しつつ、その問題となっている点について、監理委員会を代表して委員長見解を述べる。

## 2. 公共サービス改革基本方針の閣議決定と監理委員会による実施要項の審議の関係

- (1) 環境省の新宿御苑の維持管理業務については、平成20年12月19日に閣議決定により改定された公共サービス改革基本方針によって、平成22年7月から民間競争入札による事業を実施することとされ、その対象となる業務範

囲は、原則として次のとおりとされた。

「管理・運營業務のうち、植生管理、温室管理、清掃、発券、巡視・利用指導及びインフォメーションの各業務」

- (2) この点に関する平成21年11月17日の小委員会における環境省の発言をまとめると以下のとおりである。
  - ① 対象業務の範囲は閣議決定（公共サービス改革基本方針（20年12月））で決まっているので、実施要項の説明はするが、入札監理小委員会がそれを超えて「対象業務の範囲」に関する事項を審議するのは趣旨が不明。
  - ② 時間がない中、1回会議も飛んでいる中で準備をしてきたが、この場で実施要項に含まれていない業務に関して議論をするのは、実施要項の審議とは別の議論ではないか。「対象業務については議論をしない」ということでなければおかしい。
  - ③ （新宿御苑の食堂、駐車場業務等を、国が委託費を出さずに、国と国有財産使用の契約をした財団法人国民公園協会が実施している状況や、その料金が国庫に納付されず、財団法人国民公園協会の収入とされている点について、委員が質問したところ）別途必要があれば説明してもいいが、日程も差し迫っているので、閣議決定で決まった対象の実施要項の中身について審議すべき。
- (3) 因みに、公共サービス改革基本方針（以下「基本方針」という。）は、法第7条により、内閣総理大臣があらかじめ行政機関の長等と協議し、監理委員会の議を経た上で作成し、又は見直し、閣議決定がなされることとされている。また、国の行政機関の長等は、法第14条により、基本方針において民間競争入札の対象とされた公共サービスについて、その実施要項を、監理委員会の議を経た上で、定めなければならないこととされている。
- (4) これらの規定を受けて、本件に関しては、内閣府公共サービス改革推進室が環境省と協議の上、基本方針の見直し作業を行い、また、環境省が新宿御苑に関する民間競争入札の実施要項の作成作業を行っているものと考えられる。
- (5) これに対し、監理委員会は、法第37条の設立の趣旨に基づき、当該民間競争入札の実施の過程について、その透明性、中立性及び公正性を確保するために議論を行うことが要請されている。
- (6) すなわち、環境省は、新宿御苑の民間競争入札の対象業務の範囲は基本方針で定められているので、小委員会が新宿御苑の民間競争入札の対象とされた業務の範囲を超えて、現在、民間競争入札が予定されていない業務に関して議論を行うことに異論を述べているものと解される。しかしながら、監理委員会は、新宿御苑に関し、基本方針の作成・見直しの過程、実施要項の作成の過程のみならず、当該民間競争入札の実施の過程をすべて、内閣府及び環境省とは離れた立場から客観的、中立、公正な議論を行うことが求められている。
- (7) このため、監理委員会は、基本方針の見直し過程における内閣府と環境

省の間の協議内容により、監理委員会の議論を制約する環境省の意見を受け入れることはできず、また、新宿御苑の維持管理業務のうち、今回の民間競争入札の対象とはなっていない部分について、監理委員会が、その今後のあり方等について議論に及ぶことは当然あり得るものなのである。

### 3. 環境省幹部の言動

- (1) 今回の環境省の対応の相当部分は環境省自然環境局幹部から委員に対してなされたものであるが、その議事録及び録音記録からは、かなりの声量かつ高圧的とも取られかねない態度で、30分弱にわたり小委員会の審議に制限を試みたと判断せざるを得ない言動が繰り返されたものと認められる。特に、所管する財団法人の業務内容について委員が質問した際には、時間の制約等を理由に説明を遮ろうとしたことが複数回にわたり明らかに認められる。
- (2) ちなみに、環境省は時間が制約された原因のひとつとして小委員会の審議が一度流会になったことに言及しているが、これは、同時に審議予定であった大山隠岐国立公園の実施要項（案）に関する環境省の準備が間に合わなかったことから、流会となったものと認められる。
- (3) 以上のような環境省の小委員会に対する対応は、公共サービスの改革を推進すべき国の行政機関としてあってはならないものと判断せざるを得ず、甚だ遺憾である。

### 4. 実施要項に含まれていない新宿御苑の業務の取扱い

- (1) 環境省から、実施要領には含まれていない新宿御苑の業務を財団が行っている旨の説明が小委員会においてなされ、その中で、「昨年の閣議決定の際に、駐車場業務については、事務局とも協議の上、国からの資金交付がない業務は市場化テストの対象にしても経済的な効率性を検証することができないという理由で対象外とされた」、「菊の栽培業務については、19年の企画競争の際も一者応札。新宿御苑は皇室ゆかりの菊栽培の技術を受け継いでいるため、相当程度の技術が必要というのが民間業者の方々も承知しているものと認識されているため、対象外とされた」等の言及がなされている。
- (2) 監理委員会も平成20年12月の閣議決定の前に基本方針の案を審議しているが、閣議決定に到るまでの事務折衝の過程において、内閣府と環境省がどのような見解であったかという事実関係は必ずしも明らかではない。しかしながら、監理委員会には、環境省や内閣府とは異なる立場から、今後も、業務範囲の妥当性を審議することが法の趣旨から当然求められていると考えるものである。
- (3) 一方で、小委員会での議論の中で、実施要項に含まれていない食堂、売

店、駐車場、茶室の管理等業務については、国からの支出はなく、国と財団が契約を結ぶ形態で当該財団に国有財産の使用の許可乃至権限付与が行われていることが明らかにされているものと認められる。また、当該財団は、食堂や駐車場の料金を国庫に納付する必要はなく、清掃協力金等の名目で徴収して事業の運営にあたっているものと認められる。

- (4) このような食堂、売店、駐車場、茶室の維持管理の形態は、由緒ある新宿御苑の運営の経緯を踏まえたものと解される。しかしながら、現在、政府関連公益法人（国家公務員出身者が役員や職員に在籍する公益法人。）への国民の視線に厳しいものがある中で、その徹底的な見直しが政府の方針（第4回行政刷新会議（平成21年11月30日））とされており、これらの業務の事業性の有無や民間事業者等の参入阻害の可能性についても厳しく見直しが行われるべきであると判断される。
- (5) 特に、食堂、売店、駐車場に関する業務は、国営公園（国土交通省の所管）の場合、法に基づく民間競争入札（滝野すずらん丘陵公園、国営東京臨海広域防災公園）においては入札の対象範囲に含まれている。このため、新宿御苑の場合に限り、財団に業務を行わせる形態を継続することに合理的な根拠があるのかを検証する必要があると考えられる。なお、新宿御苑が都心に所在することからすれば、他の民間事業者等の参入の蓋然性も大きいものとして検討する必要があると考えられる。
- (6) 以上を踏まえ、新宿御苑の食堂、売店、駐車場、茶室の管理等業務について、内閣府は、あらかじめ環境省と協議の上、それぞれの業務を財団が国有財産の使用の許可乃至権限付与を受けて行う形態から、民間委託する方式に変更すること、また、それぞれの業務を法に基づく民間競争入札の対象とすることについて検討を進める旨掲載して次期公共サービス改革基本方針の見直しを行う必要があると考えるものである。

## 5. おわりに

本日の監理委員会において、環境省から11月17日の小委員会への対応について謝罪の意と今後は真摯な対応をする旨が表明されたところであるが、監理委員会としては、公共サービス改革法の基本理念を実現すべく、各府省との自由な議論を前提に個々の審議を進めていく所存である。言うまでもなく当委員会による公共サービスの改革を進める活動は、その受益者である国民各位の支持なくしてはあり得ないのであり、一つ一つのケースの積み重ねが、公共サービス改革に重要な意味を持つ。従って、各府省のこうした合理性のない抵抗の事案が二度と起こらないことを期待するものであるが、万が一発生した場合には、監理委員会においてその経緯を明らかにし、国民各層の注意を喚起することにより、公共サービス改革の前進への支援を衷心より願う次第である。

以上